

令和8年度 港区成年後見人等報酬助成事業 募集要項

1. 目的

成年被後見人等(以下「本人」という。)が、成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人及び任意後見監督人(以下「成年後見人等」という。)に対する報酬の負担が困難な場合に、その報酬を助成することを目的とします。

2. 助成対象

家庭裁判所の報酬付与審判を受けていて、報酬付与の申立時において次のいずれにも該当している本人に助成します。

(1)港区に住所を有していること。または港区外の居住であっても、住所地特例等により港区の社会保障制度を利用していること(介護保険法、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律)。

(2)生活保護受給者またはそれに準ずる者であること。

(3)成年後見人等への報酬を負担することが困難であると認められること。

(4)他の区市町村から、本事業による助成と同様の助成等を受けていないこと。

(5)申立人を区長とする後見等開始の審判申立がされていないこと。

※本人死亡後の申請の場合は、死亡時において前述(1)～(5)に当てはまり、かつ死亡時において本人が現金及び預貯金以外の資産を有していないこと。この場合の助成対象者は成年後見人等とする。

3. 助成金額

家庭裁判所の報酬付与審判額。ただし上限額は原則40万円です。

本人死亡後の場合は計算式が異なります。相続人等に引継ぐ前にご相談ください。

4. 対象期間

家庭裁判所の報酬付与の審判書に記載された期間で、1回の申請につき、12か月分以内の報酬を助成します(選任された初年の報酬については、この限りではありません)。

5. 申請者

本人または成年後見人等

6. 申請方法

最新の助成申請書式に必要事項を記入し、資料を添付の上、下記事務局あてに持参または送付してください(書式は事務局に事前に請求してください)。

提出書類は、申請書請求時にお渡しする別紙「申請チェック表」で必ずご確認ください。

※本人死亡後の申請の際は、申請書類が変わります。申請書請求時にその旨をお伝えください。

7. 申請締切日

報酬付与の審判があった日から起算して**90日以内**

8. 審査・結果通知・交付

港区において、申請内容、資産状況等を審査の上、助成の可否及び助成金額を決定します。

助成決定後、港区から送付する請求書に必要事項を記入の上、港区役所宛にご返送ください。

順次、港区から助成金を指定口座に振り込みいたします。

9. その他

提出いただいた申請書等は返却いたしません。

期限内に、書類の不備や漏れのない状態にしてご提出いただけないと受付できません。

区長申立の場合は、申立手続きをした各総合支所区民課保健福祉係へご相談ください。

10. 申請書の請求・提出・問合せ先(事務局)

〒106-0032 港区六本木 5-16-45 港区麻布地区総合支所2階

社会福祉法人 港区社会福祉協議会 権利擁護推進係

権利擁護センター **サポートみなと**

電話: 03-6230-0283 E-mail: seinenkouken@minato-cosw.net

担当: 石井・川上・阿久津

対象となるかご不明な場合は、まずはご相談ください。